

令和3年4月27日開会

第726回むつ市教育委員会

参 考 資 料 (追 加)

報告第4号 1頁

む教総第300号
令和3年4月27日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

大型連休中の感染予防に係る対応について

現在国内では、新規感染者が5,000人を超え第4波の到来とともに、感染力が強いとされる変異株による感染の拡大等により、国では東京都、大阪府、兵庫県、京都府には3回目の緊急事態措置を適用し、7県にまん延防止等重点措置を適用するなどこれまでにない危機感をもった対応がなされております。

県内でも、3月上旬から新規感染者が継続して発生し、感染経路不明者が大幅に増加、複数のクラスターの発生、また、変異株を有する症例も確認されるなど、このまま感染が拡大し続けると、医療提供にも支障が生じる恐れが懸念されております。

大型連休を迎えるにあたり今一度、感染予防対策を図る必要がありますので、下記事項について、貴下職員に確実に周知し、留意の上対応くださるようお願いいたします。

記

【期間：4月29日（木）から5月9日（日）まで】

- (1) 感染者多数発生地域（緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置適用区域及び直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県）への不要不急の往来は強く自粛を求める。
- (2) 下北5市町村以外への往来も極力控える。
- (3) 感染者多数発生地域からの家族、親族等の不要不急の来訪はできるだけ控えていただく。
- (4) 会食については、普段一緒にいる人と少人数で短時間で行うようにし、仮に親戚や友人であっても普段一緒にはいない人とは極力控える。

職員及び御家族、そして市民の皆様のこれまでの対応がむつ市を新型コロナウイルス感染症から守ってきたということは、まぎれもない事実です。

引き続き、感染予防対策を徹底してくださるよう重ねてお願いいたします。

なお、5月10日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111（内線3110）

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

大型連休中の感染予防に係る対応について

平素より、教育行政につきまして御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、国では東京都、大阪府、兵庫県、京都府には3回目の緊急事態措置を適用し、7県にまん延防止等重点措置を適用するなどこれまでにない危機感をもった対応がなされております。

県内でも、3月上旬から新規感染者が継続して発生し、感染経路不明者が大幅に増加、複数のクラスターの発生、また、変異株を有する症例も確認されるなど、このまま感染が拡大し続けると、医療提供にも支障が生じる恐れが懸念されております。

大型連休を迎えるにあたり今一度、感染予防対策を図る必要がありますので、下記事項について十分留意の上、御対応くださるようお願いいたします。

記

【期間：4月29日（木）から5月9日（日）まで】

- (1) 感染者多数発生地域（緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置適用区域及び直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県）への不要不急の往来は極力控える。
- (2) 感染者多数発生地域からの家族、親族等の不要不急の来訪はできるだけ控えていただく。
- (3) 会食については、普段一緒にいる人と少人数で短時間で行うようにし、仮に親戚や友人であっても普段一緒にいない人とは極力控える。

各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

県内の移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、5月10日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3110)

む教総第297号
令和3年4月27日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

教育実習生の受入に係る方針について（対応変更）

今年度における教育実習生の受入について、令和3年4月16日付けむ教総第169号にて通知しているところでありますが、今般の全国的な拡大を受け、取扱いを次のとおり変更いたしますので御確認の上御対応をお願いいたします。

記

○教育実習生の受入方針抜粋（変更前）

- 感染者多数発生地域（人口10万人当たりの1週間感染者数が15.0を超えている都道府県）から来市する場合は、教育実習開始の14日以上前に来市し、かつ、他者との接触を避けること。

○教育実習生の受入方針抜粋（変更後）

- 感染者多数発生地域（~~緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置適用区域及び直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県をいう。~~）から来市する場合は、教育実習開始の14日以上前に来市し、かつ、他者との接触を避けること。

以上

【担当】
総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111（内線3110・3116）